

## 附属設備の使用料(税込)

平成31年10月1日以降

(単位:円)

附属設備	単位	1回当たりの使用料
大会議室基本照明設備	1式	3,300
スポットライト(1kW)	1台	330
スポットライト(500W)	1台	220
センターピンスポットライト	1台	2,200
持ち込み器具電源使用料	1キロワット	110
大会議室メインスピーカー	1セット	2,200
跳ね返りスピーカー	1台	550
移動型スピーカー	1台	550
ワイヤレスマイク	1本	550
ダイナミックマイク	1本	550
マイクスタンド	1台	110
大会議室調整卓(基本音響設備)	1式	1,100
カセットテープレコーダー	1台	550
コンパクトディスクプレーヤー	1台	550
演台	1台	550
司会者台	1台	550
大会議室グランドピアノ	1台	5,500
金屏風	1式	2,200
長机	1台	110
椅子	1脚	55
花台	1台	330
ミーティングルームカラオケ音響設備	1式	4,400
ミーティングルームポータブル拡声装置	1式	550
石膏像等	1式	550
画架	1台	55
電動ろくろ	1台	220
音楽室グランドピアノ	1台	1,100
音楽室電子ピアノ	1台	1,100
ミキシングルーム 機材	1式	3,300
大研修室拡声装置	1式	1,100
茶釜セット	1式	1,100
視聴覚室拡声装置	1式	1,100
中研修室(1)(2) 拡声装置	1式	550

附属設備	単位	1回当たりの使用料
プレイルームDVD・デッキ	1式	550
移動式ビデオデッキ	1式	550
移動式スクリーン	1台	110
プロジェクター	1台	1,100
プロジェクター台のみ	1台	330
指示棒(レーザー)	1台	110
展示用パネル(脚を含む)	1台	110
大型かがみ	1台	330
プレイマット	10枚	330
第1スタジオ拡声装置(マイク1本付)	1式	1,650
第2スタジオ ポータブル拡声装置(マイク1本付)	1式	1,650

### 備考

- 1 附属設備の使用料は、午前(9時から12時まで)、午後(13時から17時まで)又は夜間(18時から21時まで)の各時間帯における使用ごとに1回として算定する。
- 2 使用時間の延長又は繰上げは、1時間を限度とし、1時間(30分未満は切捨て、30分以上は1時間とみなす。)につき延長又は繰上げた使用区分の使用料の3割の額とする。ただし、2区分以上の使用時間帯を継続して使用する場合には、当該時間間の使用料は徴収しない。
- 3 ピアノの使用料には、調律料は含まない。
- 4 持ち込み器具の定格使用電力の合計に1kW未満の端数があるときは、その端数を1kWに切り上げて算定する。
- 5 大会議室をご利用される場合は必ず、基本照明設備利用料(1区分3,300円)が必要となる。
- 6 大会議室照明設備及び大会議室音響映像設備の操作に係る人員の費用は、使用者の負担とし、上記の使用料には含まない。
- 7 この表に基づいて算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てる。